

研究発表に関する指針

本学会の重要な目的の一つは、未発表も含めた最新の研究成果を共有し活発な議論と情報交換を行うことである。この目的を達成するため、研究発表に関する以下の指針を定める。

1. 参加者間相互の信頼関係を著しく損なう、以下のような行為は禁止とする。
口頭発表会場とポスター会場（共にオンライン配信を含む）で発表された生データを、発表者の承諾なしに保存（画面キャプチャを含む）および撮影、録音、録画すること。
上記研究データについて、発表者の承諾なしに SNS 等で第三者に公開すること。
2. 発表に際しては、研究の核心となる分子名、方法、理論、アイデアなどを伏せて発表することは、できるかぎり避ける。
3. 特許申請などに関わる情報の取り扱いは、発表者の自己責任とする。
4. 発表者は、年会発表において利益相反に該当する状況がある場合は開示する。

2018年9月14日 第20期理事会 制定

2021年11月29日 第22期第3回理事会にて指針1.を一部修正 指針4.を追加